

樹園地継承事業と連動した 果樹の新規就農支援



<https://shinshuueda-farm.com>

(有)信州うえだファーム

(有)信州うえだファームの概要①

1. 設立

平成12年3月1日

2. 資本金

3,620万円【JA;3,600万円、個人(取締役);20万円(10万円×1名・5万円×2名)】

3. 設立の経緯

上小地区の農業は、農業従事者の高齢化や深刻な担い手不足が進む中、農家の経営耕地面積の減少が進む一方、耕作放棄地の増大等が見られ、地域農業の衰退、ひいてはJA事業そのものへの影響が懸念される状況にありました。こうした中、JA信州うえだでは「第2次中期3か年計画」に基づきJA出資の農業生産法人を設立し、JA自らが地域農業を守る必要性に迫られ、活力ある地域農業振興及び地域活性化を目指すことを目的に(有)信州うえだファームが設立されました。

4. 事業方針

JAの子会社としてJA自らが農業経営を行うという地域の担い手としての役割を果たしながら、地域農業の中にJAによる農業経営を位置付け、地域に様々な波及効果が発揮できる活動を通じ、地域農業振興及び地域活性化に貢献できる取組みを進めています。

(有)信州うえだファームの概要②

事業概要

①農業経営事業	JAの子会社として農業経営への取り組み
②耕作放棄地再生・利用事業	耕作放棄地の発生未然防止並びに再生・利用への取り組み
③地域農業補完事業	農作業受託など地域農業の営農支援への取り組み
④新規就農者育成事業	担い手育成のための研修事業への取り組み
⑤樹園地継承推進事業	優良樹園地(優良果樹産地)の維持存続を図るための樹園地の継承推進への取り組み
⑥農業経営実証事業	新品目(新品種)・新技術等普及のための栽培実証並びに展示、大規模経営確立に向けた取り組み、地域ブランド品確立のための取り組み、農・商・工・観連携、6次産業化の取り組み
⑦農業理解促進事業	地域及び都市住民との交流や食農教育体験等への取り組み
⑧観光農業事業	関係機関と連携し、東山観光農園を拠点に観光農業への取り組み
⑨野菜育苗事業	

新規就農者育成事業

(有)信州うえだファームが行う新規就農者育成事業

- JA出資法人である(有)信州うえだファームが「農の雇用事業」等各種助成事業を活用し、独立就農(新規就農)を目指す農業後継者、新規参入者、学卒者及び定年帰農者等を直接雇用し、栽培技術及び経営管理習得のための研修を概ね2年間実施し農家として自立させる。また、最近では関係行政と連携し地域おこし協力隊制度、長野県里親研修制度を活用した新規就農研修生の受け入れを進めている。
- 研修圃場は信州うえだファームが借り受けた農地を提供。研修後は研修圃場をそのまま引き継がせ、農家として自立させる。研修圃場は状況に応じハウスの改修、果樹の改植等を行い就農しやすい環境を整える。
- 研修生は野菜、果樹等作目を自由に選択できるが、施設野菜の希望者が多く、果樹については今後のリタイヤを想定すると深刻な担い手不足に陥る恐れがある。そこで、果樹の担い手育成については、樹園地継承事業と連動させ新たな仕組みでの担い手確保に力を入れている。また、最近では東御市を中心にワイン用ブドウで新規参入(新規就農)を希望する人が多く相談に訪れており、これら支援のために日本ワイン農業研究所(株)(千曲川ワインアカデミー)との連携による担い手育成(新規就農者育成)を行っている。
- 独立就農時には、農地の斡旋はもとより住宅等の紹介・斡旋、地域への受け入れ支援を関係機関と連携し行っている。

(有)信州うえだファーム新規就農者育成事業の概要

1. 事業の目的

高齢化で深刻化する遊休地問題と後継者対策として、関係機関連携のもとI・ターン等新規就農(新規参入)希望者の研修を受入れ、地域農業の担い手育成を目指す。

2. 研修期間

自立経営ができるまでの概ね2ヵ年

3. 研修生の募集並びに受入れ条件

(1) 募集方法

県内外の相談会、県・市町村・農業会議・JAからの照会 外

(2) 受入れ条件

① 研修の受入れ審査は厳正を期し、書類審査、面接により決定

② 研修終了後は、原則JA信州うえだ管内で就農して組合員となり、管内市町村の住民となること。

4. 研修内容

(1) 1年目

就農プラン(目指す農業経営(経営作物・就農場所等))に基づき研修計画を立て、日々の作業を通じ自立就農するために必要な実践的栽培・経営技術を習得する。

(2) 2年目

① 栽培全般に渡ってより実践的な研修を実施

・研修圃場を設定しその圃場については、すべて自己責任において栽培管理を実施し、より高度で実践的な栽培技術、経営管理を修得する。

② 本人が借りる圃場選定を進める。

5. 研修中並びに就農後の支援

① 研修中は当社の社員として月159.8千円を支給する。

② 農地の確保支援

・農地保有合理化法人(JA)による農地の賃借斡旋

・就農に当たっては、本人の希望により研修圃場を経営農地として斡旋(のれんわけ)

③ 住宅の確保支援

④ 就農後の相談活動

6. その他

① 専業農家の子弟の研修の場所としても提供

② 研修中に就農を諦めたり、転出する場合の対応

新規就農研修生の状況

新規就農研修生の状況

(令和6年4月現在)(人)

	経営予定作目・経営作目					
	水稲・麦・大豆	露地野菜	施設野菜	果樹	ワイン用ブドウ	合計
研修生受入実績	1	5	28	24	16	74
研修中の研修生	0	0	7	2	0	9
独立就農した研修生	1	4	19	20	16	60

※ 施設野菜の研修生7名の内6名、果樹の研修生2名は地域おこし協力隊

新規就農研修生の推移

(令和6年4月現在)(年度・人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
研修生の受入れ人数	1	4	2	2	4	2	12	4	7	8	6	2	7	5	5	3	74
うち、研修中の リタイヤ	0	0	1	1 (※1)	0	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	9
研修修了者	0	0	0	1	4	1	4	0	9	8	5	9	3	2	6	4	56
独立就農した者	0	0	0	1	4	1	5 (※2)	1 (※3)	9	8	5	10 (※4)	3	3 (※5)	6	4	60 (※6)
うち、当JA管内で 独立就農した者	0	0	0	1	4	1	5	1	9	8	5	10	3	3	6	4	60
研修中の研修生	1	5	6	6	6	6	12	15	13	13	13	5	9	12	11	9	
就農後のリタイヤ							1										

※ R4;受入れた研修生5名の内2名、R5;5名の内4名、R6;3名については地域おこし協力隊

樹園地継承事業と連動した 果樹の新規就農支援

樹園地継承推進事業と連動した果樹の担い手育成

樹園地継承推進事業とその必要性

生産者の高齢化等により栽培継続が困難な樹園地が増加



地域の担い手に借り手を求めるが借りてくれる人がいない



樹の伐採・荒廃園化 → 優良樹園地・果樹産地の崩壊



新たな仕組みでの樹園地継承の必要性

樹園地継承推進に当たっての組織・仕組み (組織の役割・流れ)

- JA及びJA果樹部会では地区内農家の経営継承意向を取りまとめ、関係機関で共有する。
- これら地区内農家の経営継承意向をもとに樹園地貸借方法規定に沿って農地中間管理事業による利用権の設定により賃貸借契約(原則10年以上)を進める。
- 地域の担い手等で借り受け希望がない場合は、当社が借り受け次期継承者が見つかるまでの間、リリーフ的に栽培管理を行い樹園地の維持存続を図る。借り受けた樹園地は状況により改植事業(新品種によるリンゴ高密度わい化栽培・ブドウ短梢栽培等)を導入し樹園地の若返りを図り新規就農者(次期継承者)が独立就農しやすい条件を整える。
- 一方で次期継承者を積極的に育成するため、将来独立就農を目指す者を研修生として雇用し、当社の新規就農者育成事業と連動させ地域の担い手として育成を図る。概ね2年間の研修後、独立就農が可能と判断した場合はその樹園地の継承し将来に亘って産地の維持存続を図る。
- 新規就農者(次期継承者)育成に当たっては部会、地域等への受入れを円滑的に進めるため部会活動、地域行事等への積極的参加を促し、早期に受け入れられるよう努める。また、行政、JA、部会並びに地域住民(農家)の皆さんからの地域への受入れ並びに栽培技術面での積極的支援をいただく。
- 事業の活性化のために県、市町村、JA、生産部会、地域住民(農家)等が参加する「樹園地継承推進会議」が中心になり関係機関一体となった事業取組みを行う。
- 定期的に「樹園地継承推進会議」を開催し、関係機関と進捗管理、情報交換を行う。

新たな仕組みでの樹園地継承 —樹園地継承推進に当たっての組織・仕組み—

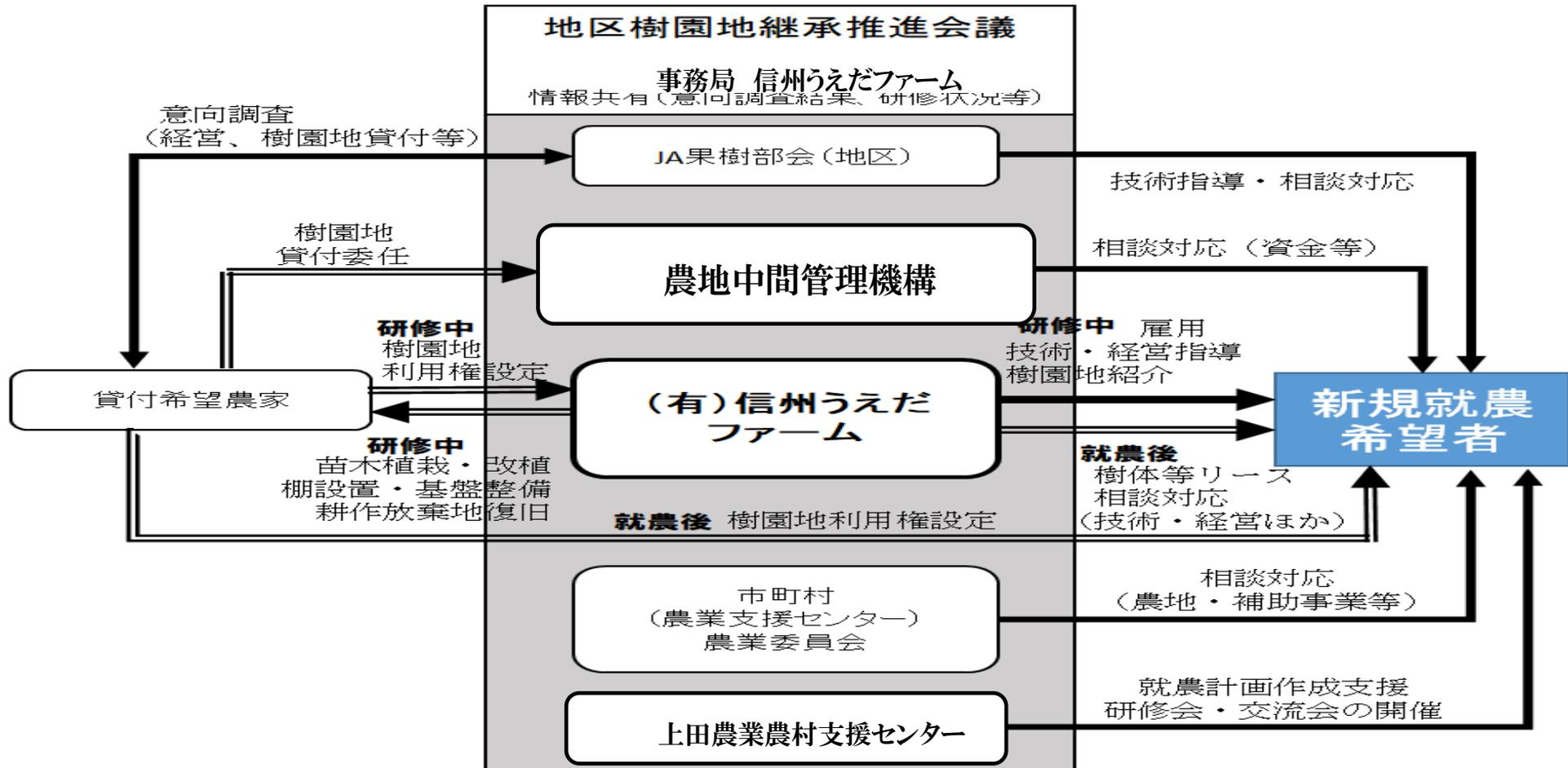


図 樹園地の整備・権利設定と就農支援体制

資料) (有) 信州うえだファーム資料および聞き取り調査結果から作成。(堀部原図に加筆)
注) 二重線の矢印は、樹園地および樹体の利用等に関する内容。

樹園地継承推進の具体的取り組み

樹園地継承実績(令和6年4月現在)

(単位; m²・人・%)

項目		リンゴ	ブドウ	ワイン用ブドウ	ナシ (洋ナシ含む)	その他	合計
平成24年から現在まで 一時預かりした果樹園地	面積	162,798	132,530	263,804	11,137	6,273	576,542
	上記面積の内、改植または 今後改植を予定している面積	64,783 (39.8%)	40,943 (30.9%)	—	—	1,500 (23.9%)	107,226 (18.6%)
現在までに継承した 果樹園地	面積 (継承率)	65,720 (40.4%)	105,904 (79.9%)	247,233 (93.7%)	8,664 (77.8%)	2,526 (40.4%)	430,047 (74.6%)
	上記面積の内、改植を実施し 受け渡した面積	22,113 (33.6%)	34,019 (32.1%)	—	—	—	56,132 (13.1%)
	継承者数	15	18	16	4	2	55
現在一時預かりしている 果樹園地	面積	67,878	16,696	16,571	4,222	3,000	108,367
	上記面積の内、改植または 今後改植を予定している面積	42,670 (62.9%)	6,924 (41.5%)	—	—	1,500 (50.0%)	51,094 (47.1%)

※「現在までの一時預かり面積－継承面積＝現在の一時預かり面積」でないのは地権者等からの申し出等により合意解約した面積があるため

耕作放棄地再生・利用事業と連動した ワイン用ブドウでの担い手育成

耕作放棄地再生・利用事業と連動したワイン用ブドウでの担い手育成①

当地区ではワイン用ブドウの栽培者数と栽培面積が急増している。
また、「新たにブドウを栽培してワインを造りたい」と希望する人たちも大勢相談に訪れている。

背景

【国内】

日本ワインへの関心が高まっている。

【長野県】

長野県が「信州ワインバレー構想」を掲げ「NAGANO WINE」を発信

【地域】

・長い日照時間と少ない降水量、昼夜の大きな気温差等自然条件が揃うブドウの栽培適地

・市町村行政がワイン特区を取得するなど、行政を挙げてワイン振興に力を入れており、新規参入者でも比較的容易にワイン産業に取り組める環境が整っている 外

しかし、「この制度を活用し、この地域でブドウの栽培をしたい」「できれば将来、ワイナリーをつくりたい」と相談に来られても、ブドウを作る圃場を紹介できないのが現状。

現在、具体策がないまま野菜地帯の真中でワイン用ブドウの栽培を始めるなど、他作物との混在化がすすんでおり、農薬の飛散問題をはじめ農業振興上、大きな問題となりつつある。

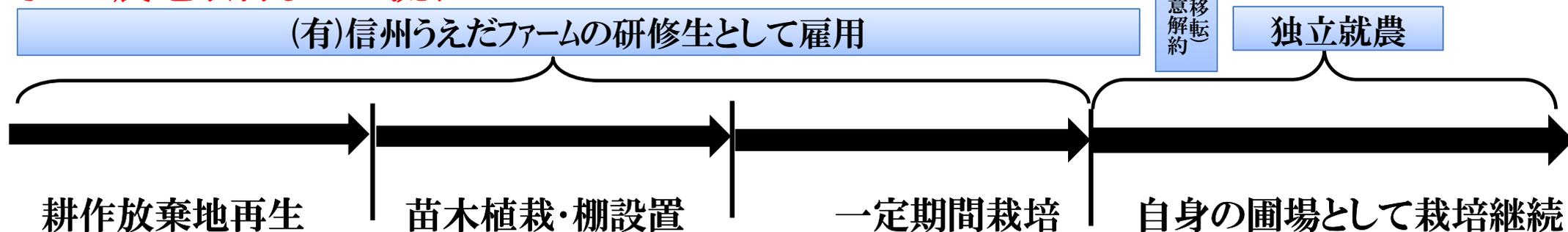
そこで再生した耕作放棄地はワイン用ブドウの栽培を希望する新規参入者などの栽培圃場として提供し、団地化を進めることとした。また、市町村行政もワイン用ブドウの栽培は耕作放棄地対策の一つに位置付けており、今後の栽培圃場は耕作放棄地を再生した地帯に集積して進めるとしている。

耕作放棄地再生・利用事業と連動したワイン用ブドウでの担い手育成②

—日本ワイン農業研究所(株)「アルカンヴィーニュ」との連携—

ワイン用ブドウによる新規就農希望者の耕作放棄地再生利用から独立就農までの流れ

耕作放棄地再生・利用からワインブドウの植栽、育成までの栽培管理、
そして農地取得までの流れ



初期投資の経費の捻出方法並びに返済

園地造成に要する棚資材費、苗木代等初期投資額については補助金等をフル活用し極力抑えるとともに、リース事業等の組み立てにより独立就農後一定期間で返済する

ワイナリー開設からワイン販売までの知識の習得、醸造技術等の習得

千曲川ワインアカデミーでの醸造技術等の研修(1年)

耕作放棄地再生・利用事業と連動したワイン用ブドウでの担い手育成③ —日本ワイン農業研究所(株)「アルカンヴィーニュ」との連携—

日本ワイン農業研究所「アルカンヴィーニュ」との連携による新規就農者(新規参入者)の育成・支援

ワインで新規就農を目指す意欲ある者を公募。応募者に対し、日本ワイン農業研究所と連携し書類・面接により研修生として受入れを選考。選考の結果受入れを決定した研修生に対しワイン用ブドウをはじめ、果樹や野菜等の栽培管理に携わらせ農業技術の習得を図る。

また、千曲川ワインアカデミーの受講生として、醸造に関する知識、ワイナリー開業・経営・販売に関する知識を習得する。

そして、就農時には整備された整備されたワイン用ブドウの圃場を就農者自らが管理し、自家生産のブドウを日本ワイン農業研究所「アルカンヴィーニュ」の醸造所や将来建設を進める共同醸造所でワインを醸造し販売する計画。

さらに、その他に自身のワイナリーを建設するなど、6次産業化のすそ野を広げ、耕作放棄地対策や担い手不足の解消をはじめ、ワインのブランド化による生産者手取りの向上など、農業の発展と地域の活性化が図られることを展望。

造成した生産団地を新規就農者等への受け渡した実績(祢津御堂地区は除く)

(単位;㎡)

市町村 地区	上田地区				東御地区		合計
	塩田東山	塩田二ツ木	豊里上ノ原	丸子砂原	和田沢	祢津金井	
造成面積	18,635	21,552	10,050	6,166	32,319	13,649	102,371
受渡し面積	18,635	13,030	10,050	0	32,319	13,649	87,683